

各
〔 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市 〕
衛生主管部（局）長

厚生労働省健康局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

児童福祉法第 19 条の 3 第 8 項に基づく
小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 8 項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて別紙のとおり定め、令和 5 年 10 月 1 日より適用することとしたので、貴職におかれては、これを参考としつつ遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

児童福祉法第19条の3第8項に基づく
小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第8項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについては、以下のとおりこれを定める。

第1 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日遡りに関する基本的事項

1 基本的事項

小児慢性特定疾病児童等であって、法第6条の2第3項に基づき厚生労働大臣が定める程度（以下「疾病の状態の程度」という。）を満たすことで支給認定を受ける者について、当該支給認定の効力を、次の①又は②のいずれか遅い日に遡って生じさせることとする。

- ① 指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日
- ② 当該支給認定の申請のあった日（以下「申請日」という。）から原則1か月前の日、ただし指定医が診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由があるときは最長3か月前の日

2 支給認定の効力が生ずる日の確認方法について

- (1) 指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日（第1の1①）は、法19条の3第1項で定めるところにより添付された診断書（医療意見書）の「診断年月日」欄により確認すること。
- (2) 申請日から原則1か月（最大3か月）前の日（第1の1②）は、暦に従って計算すること。なお、同じ日がない場合は、その月の末日とする。
- (3) (1)と(2)を比較していずれか遅い日が支給認定の効力が生ずる日となる。

第2 新規申請に係る取扱い

1 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日遡りに係る申請手続

小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、支給認定の申請に当たり、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（以下「申請書」という。）に「小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日」を記載すること。また、当該年月日が申請日から1か月以上前の年月日となっている場合は、やむを得ない理由を申請書のチェックボックスから選択することとし、それに伴う添付書類は不要とすること。なお、やむを得ない理由の例については、別途示す事務連絡を参考とすること。

2 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日遡りに係る支給認定の手続

- (1) 都道府県、指定都市、中核市及び法第59条の4第1項の政令で定める市（特

別区を含む。以下「都道府県等」という。)は、申請書に記載された「小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日」と第1の2の方法により確認した支給認定の効力が生ずる日を踏まえ、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日を決定すること。

- (2) (1)により決定した小児慢性特定疾病医療費の支給開始日を有効期間開始日として受給者証に記載し交付すること。

3 留意事項

- (1) 複数疾病の同時申請があり、遡りによって小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が異なる場合、それぞれの疾病について、診断年月日等に遡ることを可能とし、それぞれの診断年月日等から支給認定の効力が生じると見なす。
- (2) 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、都道府県等をまたいだ居住地の変更が生じていた場合、申請時の都道府県等において、支給認定を行うこととする。そのため、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日からの受給者証の発行と費用負担を行うこと。
- (3) 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、加入医療保険や支給認定世帯、課税状況等に変更が生じており、自己負担上限月額の設定が異なる場合、申請時に提出された書類等をもとに自己負担上限月額の決定を行い、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日から適用すること。
- (4) 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、重症患者基準に適合する場合や人工呼吸器等装着者の認定及び家族の認定による自己負担上限月額の按分の適用等が生じていた場合、申請時点の状況をもとに、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日から適用すること。
- (5) 成長ホルモン治療の認定も遡りの対象とすること。
- (6) 申請日時点で18歳以上であっても、診断年月日等の時点が18歳未満であり、当該時点まで遡って認定することが適当と判断される場合には、支給認定の有効期間の始期を遡って設定することができる。

第3 変更申請に係る取扱い

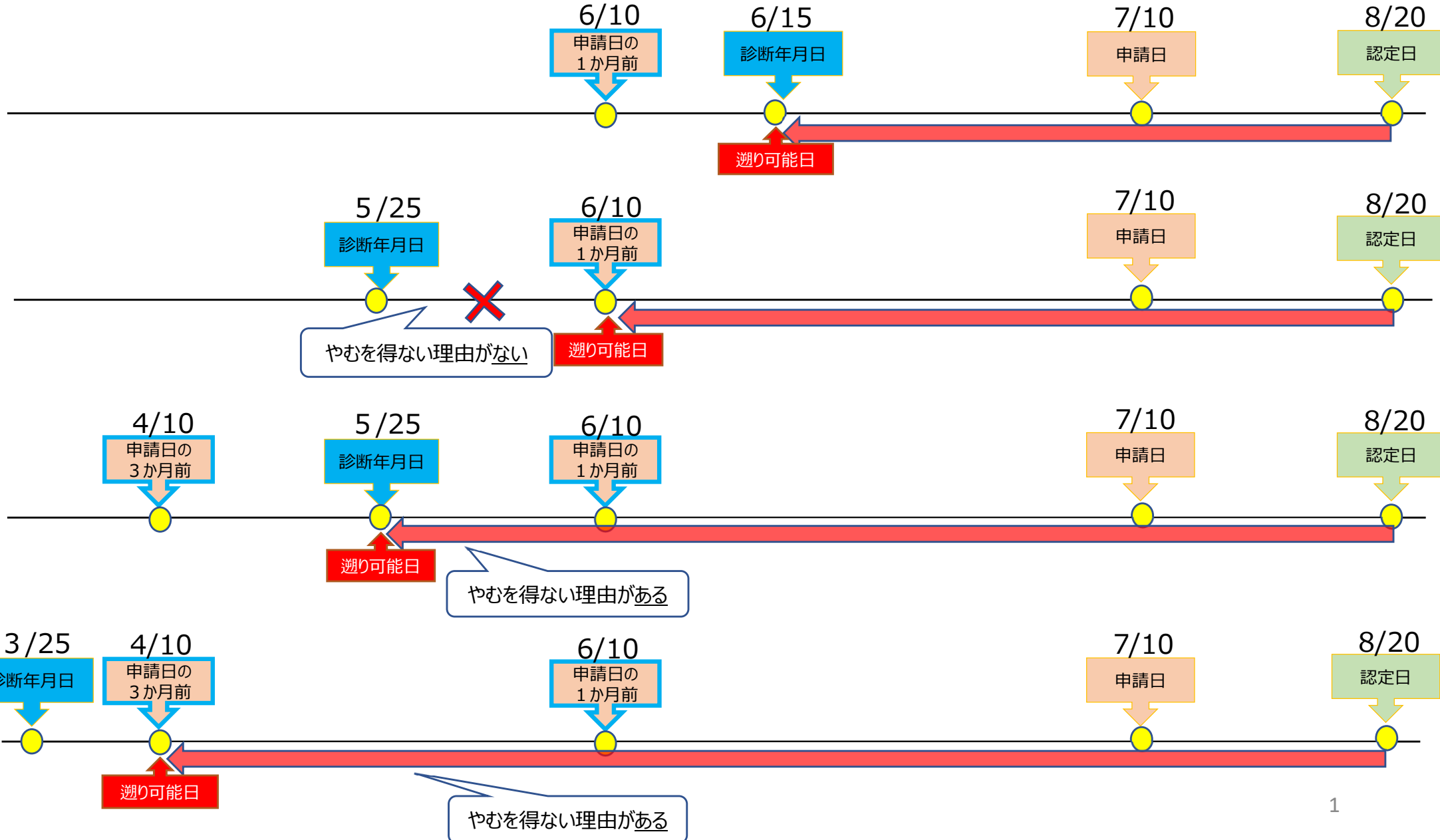
変更申請のうち、支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更については、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日遡りの対象とし、第2に準じて必要な手続きを行うこと。なお、指定医療機関の変更及び自己負担上限月額の変更については、従前の取り扱いと変わらない。

第4 更新申請に係る取扱い

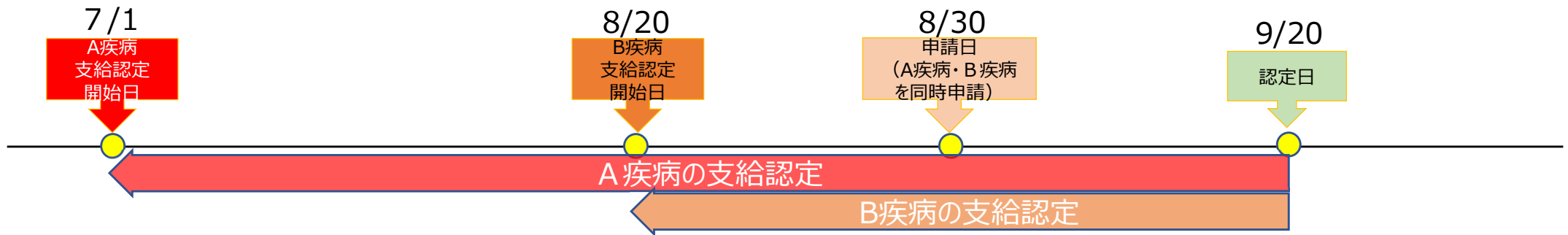
支給認定有効期間内に更新申請を行わず、新規申請となった者は、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日遡りの対象となる。遡った結果、支給認定有効期間が切れ目なく続く場合、更新申請として扱うことは差し支えない(受給者番号を継続して使用する等)。

通知「児童福祉法第19条の3第8項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて」（健難発0829第3号）の参考資料

○支給認定の効力が生ずる日（遡り可能日）のパターン（通知第1関係）

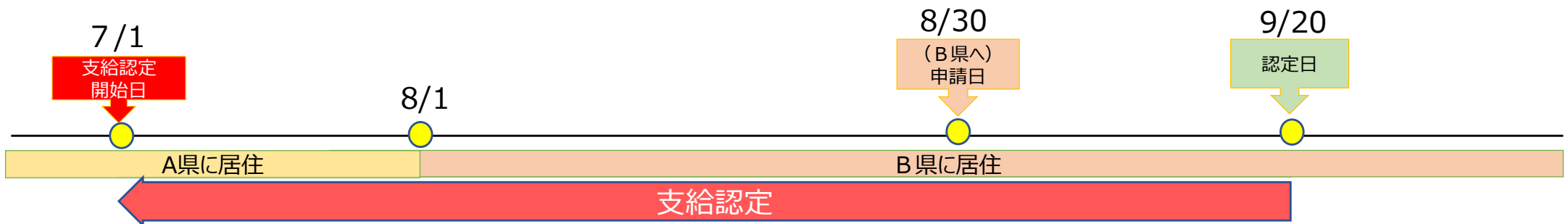


○複数疾病の同時申請があり、遡りによって小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が異なる場合
（通知第2の3（1）関係）



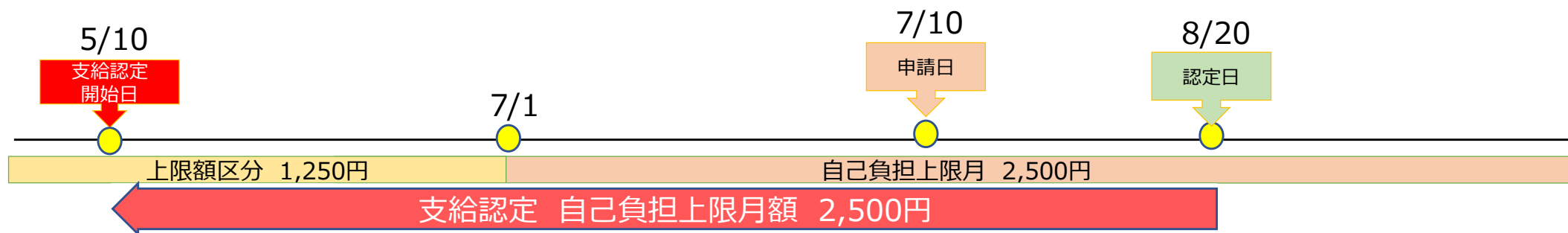
9/20に発行する受給者証としてはA・B疾病について認定した受給者証を発行する。
償還払い等の対応に際し、適切に対応できるよう、内部書類において、A疾病は7/1から、B疾病は8/20から有効期間が開始していることが明らかとなるよう記録が残されて入れば差し支えない。

○小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、都道府県等をまたいだ居住地の変更が生じていた場合（通知第2の3（2）関係）



申請時の都道府県等であるB県において、小児慢性特定疾病医療費の支給認定開始日である7/1を始期とする受給者証を発行する。A県居住期間（7/1～7/31）も含め償還払いは、B県が費用負担する。

- 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、加入医療保険や支給認定世帯、課税状況等に変更が生じており、自己負担上限月額が異なる場合（通知通知第2の3（3）関係）



申請時に提出された書類等を基に自己負担上限月額を2,500円として医療費助成開始日である5/10から適用する。

- 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、重症患者基準に適合する場合や人工呼吸器等装着者の認定及び家族の認定による自己負担上限月額の按分の適用等が生じていた場合（通知通知第2の3（4）関係）



申請時点に人工呼吸器等装着者であることをもって、自己負担上限月額を500円として医療費助成開始日である5/10から適用する。